

**重 要**

令和5年度 佐久市立 浅间中学校

# いじめ防止・対応 マニュアル

【学校いじめ防止基本方針】

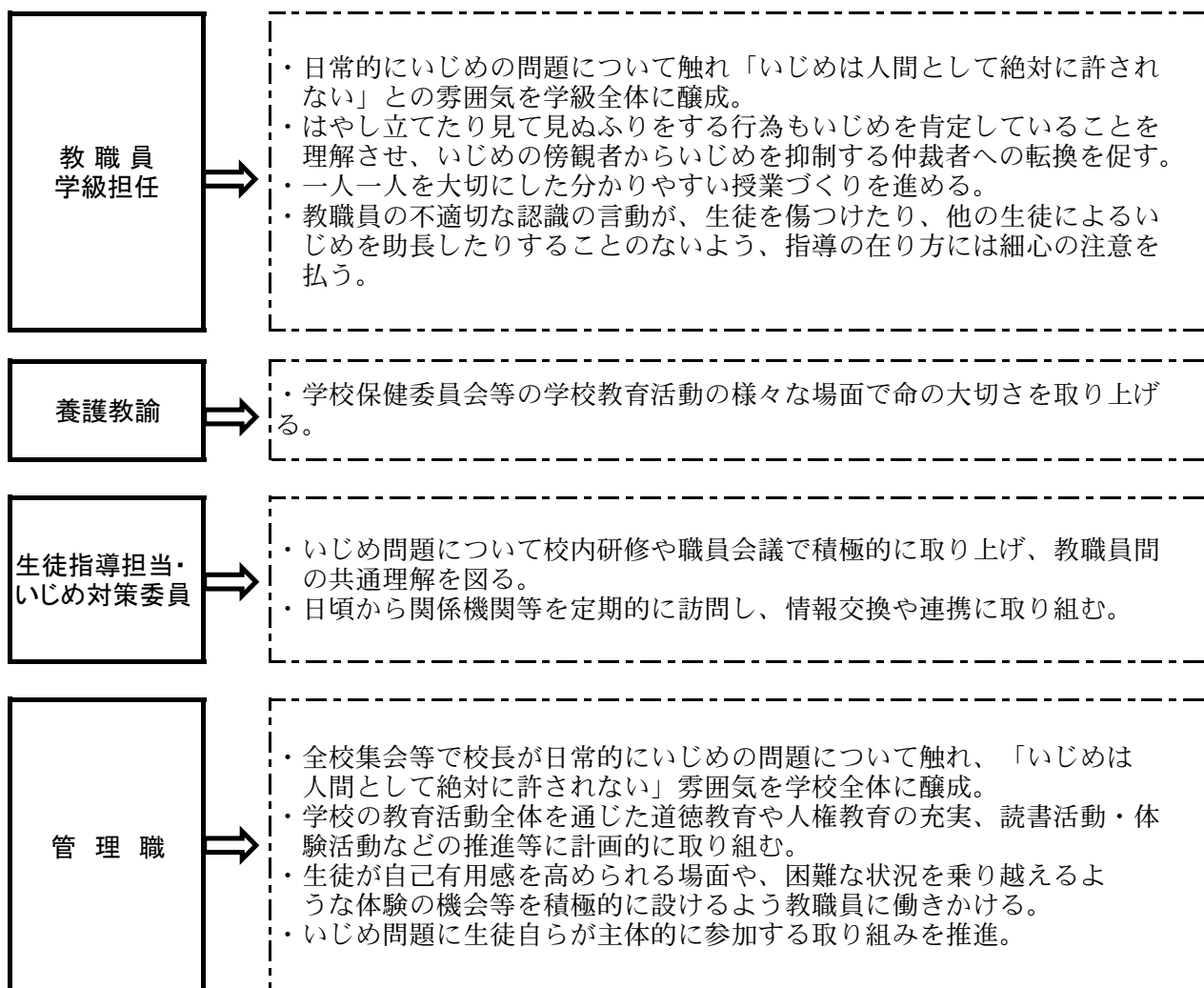
浅间中学校いじめ対策委員会

# 佐久市立 浅間中学校 「いじめ防止基本方針」

令和5年4月1日現在

## いじめ未然防止

### 1. いじめ防止のための手立て(職務別)



### 2. いじめを早期発見、早期対応するために以下の委員会を設置する。

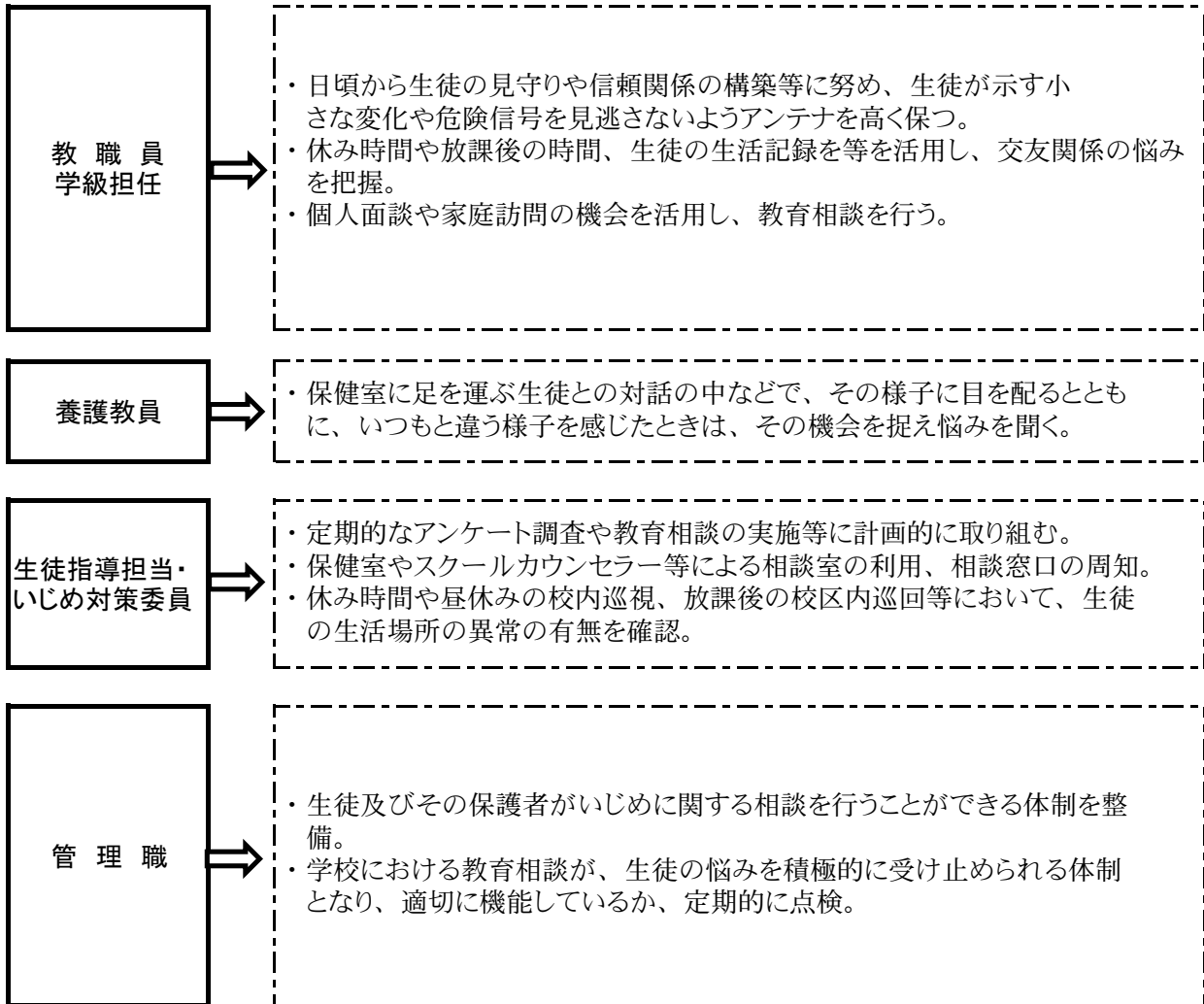
#### いじめ対策委員会（特別委員会）

- |          |           |       |
|----------|-----------|-------|
| ・校長      | ・教頭       | ・教務主任 |
| ・生徒指導主事  | ・各学年生徒指導係 |       |
| ・いじめ対策委員 | ・養護教諭     |       |

いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に則って対応する

## いじめ早期発見

### 1. いじめ早期発見のための手立て(職務別)



2. いじめが、発見された場合は、状況に応じて、以下の対応チームを設置し対応に当たる。

## いじめへの対処

### ①校内いじめ対応チーム

- ・校長 ・教頭 ・教務主任
- ・生徒指導主事
- ・いじめ対策委員
- ・各学年生徒指導係
- ・養護教諭

判  
断

### ②拡大いじめ対応チーム

- ・校内いじめ対応チーム
- ・PTA正副会長
- ・学級会長
- ・P生活指導部・民生児童委員・主任児童委員
- ・SMA ・SC
- ・児童相談所
- ・警察

## いじめ発覚時の指導の進め方と留意点

### ◇基本的な流れ

※状況により順番が前後する場合もある

職員の動き			留意点
1	情報収集①	発見した教職員が状況を報告、整理	☆状況等を管理職及び生徒指導主事に報告する。 ☆できる限り具体的に、事実を整理する。
2	情報収集②	複数の教職員から情報を収集	☆担任、副担任、教科担任、養護教諭、部活動担当教員等から情報収集する。
3	指導方針の検討①	生徒指導会議の開催	☆教職員からの情報を基に、今後の対応方針を検討する。
4	事実確認①	被害生徒からの聞き取り	☆時間、場所、状況等を配慮する。 ☆徹底して守り通すという毅然とした態度を示す。 ☆心情に寄り添いながら、具体的な事実とともに、思いを丁寧に聞き取る。
5	保護者対応①	被害生徒の保護者の対応	☆被害生徒の保護者に対し、現時点での状況と今後の指導について説明する。
6	指導方針の検討②	生徒指導会議の開催	☆教職員からの情報、被害生徒からの事実確認を基に、今後の対応及び指導方針を検討する。
7	事実確認②	周囲の生徒からの聞き取り	☆被害生徒の状況、人間関係に十分に配慮して行う。
8	指導方針の検討③	生徒指導会議の開催	☆周囲の児童生徒からの聞き取りを基に、事実を整理する。
9	保護者対応②	被害生徒保護者への対応	☆いじめの状況、指導方針等の説明及び家庭の状況についての聞き取り。
10	事実確認③	加害生徒からの聞き取り	☆被害生徒、教職員等からの聞き取りを基に、事実確認を行う。
11	指導方針の検討④	生徒指導会議の開催	☆加害生徒からの事実確認を基に、今後の対応及び指導方針を検討する。
12	保護者対応③	加害生徒保護者への説明	☆確定した事実とともに、学校としての指導方針を説明する。
		被害生徒保護者への説明	☆学校の取り組み状況についての説明と、当該生徒の学校での様子についての説明する。
13	特別な指導	加害生徒に対する、毅然とした指導	☆指導方針に従って実施する。
14	人間関係の修復	謝罪の場等の設定	☆被害生徒保護者と連携し、意向を反映させる。
15	学級に対する指導	いじめのない学級づくり	☆被害及び加害生徒だけの問題として捉えるのではなく、周りでいじめをはやし立てたり、見て見ぬ振りをした生徒の指導を行う。
16	指導後の状況把握	加害被害生徒の状況把握	☆当該生徒との面接、保護者との連携、授業での状況等を把握する。

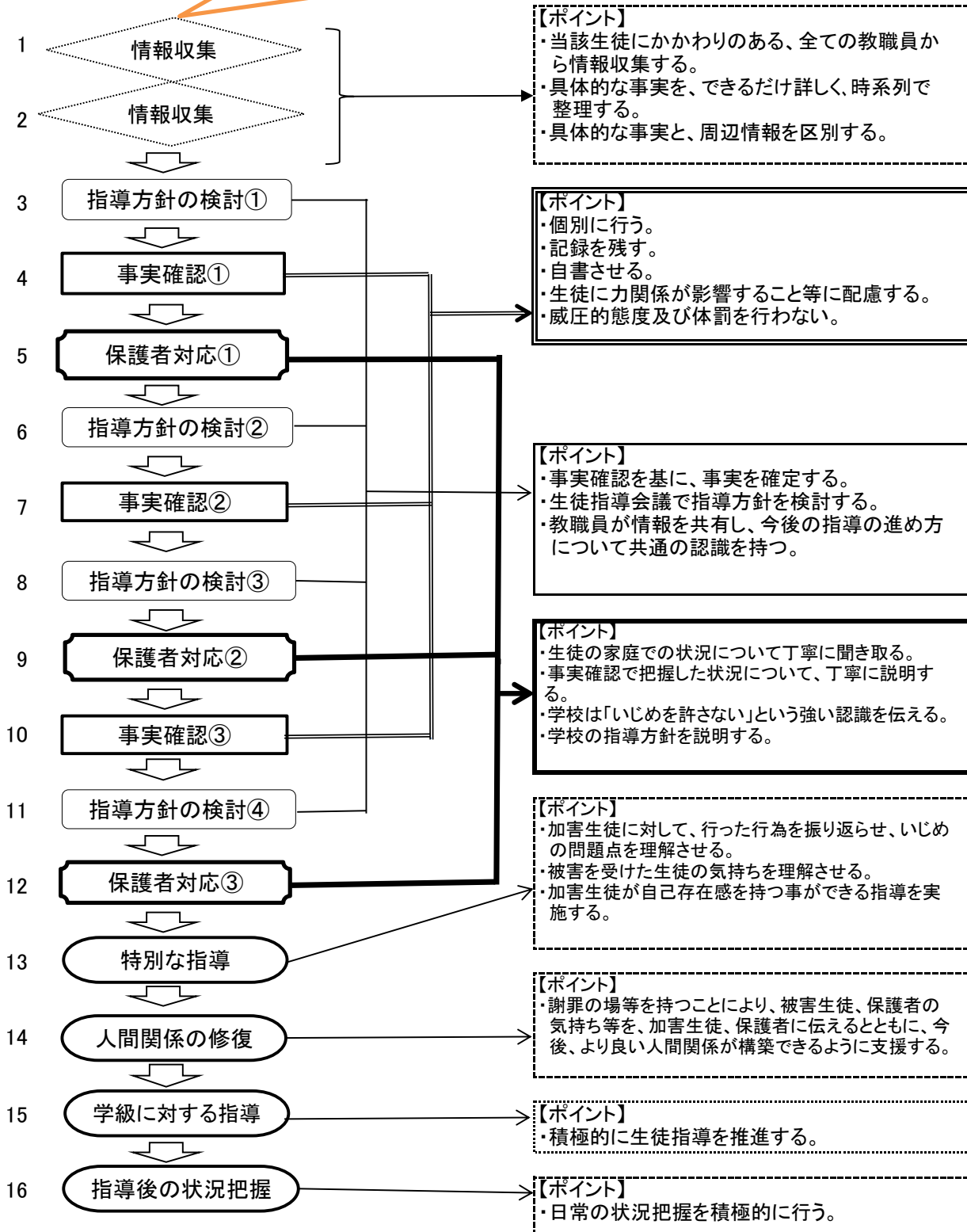
「いじめられている生徒を必ず守る！」「事実関係の把握は迅速かつ正確に！」

把握すべき情報例

- ◇誰が誰をいじめているのか？【加害者と被害者の確認】
- ◇いつ、どこで起こったか？【時間と場所の確認】
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？【内容】
- ◇いじめのきっかけは？【背景と要因】
- ◇いつ頃から、どの位続いているのか？【時間】

**要注意**

個人情報の取扱  
に十分な注意



## 【重要確認】

# いじめが起きた場合の対応

## ①いじめられた生徒に対し

### ◇生徒に

- ・事実確認とともに、まず、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

### ◇保護者に

- ・発見したその日のうちに、連絡をとり、(できれば家庭訪問等で保護者面談)事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

### いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉の事例

- ・お子さんにも悪い所があるようです。
- ・家庭の甘やかしが問題です。
- ・クラスにいじめはありません。

## ②いじめた生徒に対し

### ◇生徒に

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

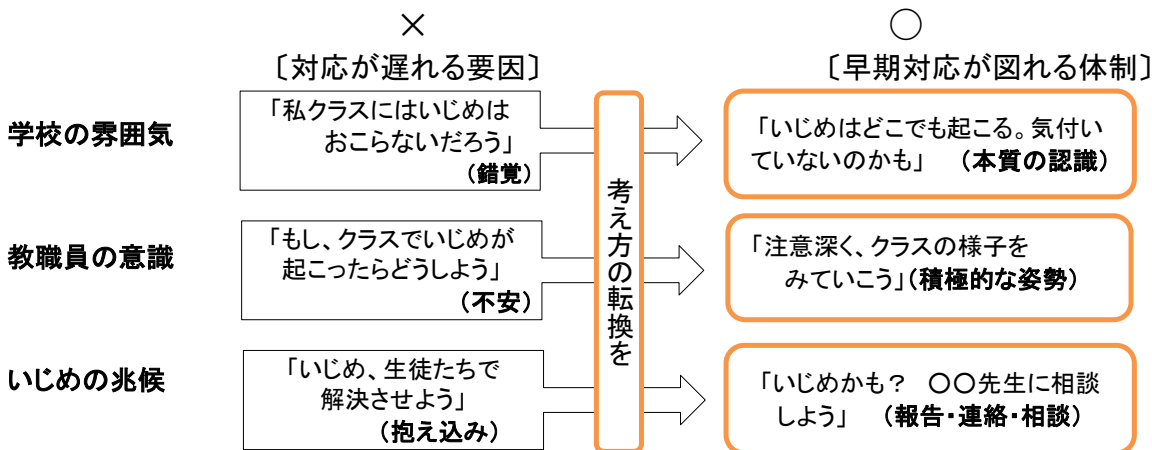
### ◇保護者に

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭でも指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るため、今後のかかわりかた等一緒に考え、具体的な助言をする。

### 平素の連絡がないため、保護者から発せられた言葉の事例

- ・いじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がきちんと指導していれば・・・。
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったか。

## ☆迅速に対応するために 一人で抱え込まずに複数で対応する



『インターネット上のいじめの発見』  
 ◎児童生徒・保護者からの相談 ◎アンケートの記述 ◎他校から

習いごとなどを通して、違う学校の児童生徒同士がゲーム、SNS等でのつながりが生まれているため、インターネット上のトラブルが起きたときは、他校から連絡が入ることもある。

『対応チームの編成』  
 ◎校内のインターネット上のいじめを対応する組織を編成

『事実確認と実態把握』  
 ◎被害児童生徒とその保護者の了解のもと 以下の確認をする  
 ①証拠の保全 ②発見までの経緯 ③投稿者(書き込んだ人)の心当たり ④他の児童生徒の認知状況

いじめにつながっている誹謗中傷、嫌がらせなど、書き込みのあった掲示板、チャット等のURLを控えるとともに、その内容を保存する。校務用のパソコンから内容を見ることができないものも多いため、端末(スマートフォン・ゲーム機等)からアクセスして確認する必要がある。また、携帯電話(スマートフォン)での誹謗中傷などは、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。しかし、加害者、被害者が個人で所有している情報端末は個人情報のため、学校や教師が勝手に内容を見ることはできない。保護者の承諾、本人の承諾を得て内容を確認するのが原則。

『対応協議』  
 ◎対応チームによる対応を協議(随時情報共有と対応を協議)  
 ①被害生徒とその保護者の心情に配慮した対応を基本に協議  
 ②外部との連携を検討(教育委員会・警察・スクールカウンセラー)  
 ※③外部専門機関のアドバイスによる対応を検討

『教育委員会へ報告』  
 ◎事案発生の報告と外部機関との連携等を相談

『被害児童生徒・保護者への対応』  
 きめ細やかなケア、  
 現況報告

『加害児童生徒の特定』事実確認  
 ・関係する児童生徒の確認  
 ・一人ひとりの事実確認  
 ・事実確認後、保護者へ連絡。情報提供協力の要請  
 ※加害者に、他校の児童生徒がいた場合  
 ・当該学校へ連絡し、事実確認を要請(※管理職間)  
 ・事実確認後、保護者に連絡。情報提供協力の要請  
 ・事実確認内容を報告してもらい、情報を共有

『サイト運営側へ削除依頼の  
 必要性があるか検討』  
 ◎依頼は、被害児童生徒がするのが原則(被害者が未成年の場合、保護者又は学校、市教委から対応できる場合もある)

『加害児童生徒・保護者への対応』  
 ◎投稿、書き込みを削除させる  
 ◎人権と犯罪の面から指導  
 ※他校の児童生徒が関係していた場合、対応の仕方については学校間で協議

『削除の確認』

『継続的支援』  
 ◎心のケアと児童生徒の関係修復

『全校児童生徒への対応』  
 ◎全校集会・学年集会・学級指導

『削除依頼と削除の確認』

(1)書き込みのあったサイトの管理者に削除依頼

書き込みのあったサイトトップページから連絡方法を確認。「利用規約」等に書かれている削除方法を確認して削除依頼。

(2)掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ(サービス提供会社等)へ削除依頼。

(3)警察や法務局・地方法務局に相談する

削除されない場合は、サイト管理者からのメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして対応を検討する。

《相談窓口》

- 長野県警生活安全部生活環境課 サイバー犯罪対策室  
電話 026-223-0110
- 学校生活相談センター  
電話 0120-0-78310
- 地方法務局「子どもの人権110番」  
電話 0120-007-110
- 長野県教育委員会 心の支援課  
電話 026-235-7436
- 「信州ネットトラブルバスターズ」  
URL <http://himawari-nagano.net/netliteracy/index.html>